

横浜市介護保険条例等施行規則新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>○横浜市介護保険条例等施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成 12 年 3 月 31 日 規則第 44 号</p> <p>(第 1 条～第 4 条 省略)</p> <p>(合議体の数及び委員の定数)</p> <p>第 5 条 介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号)第 9 条第 1 項に規定する合議体(以下「合議体」という。)の数は、<u>146</u>以内とし、会長がこれを定める。</p> <p>2 合議体を構成する委員の定数は、5 人とする。</p> <p>(第 6 条～第 18 条 省略)</p> <p>(特例給付の額)</p> <p>第 19 条 法第 42 条第 2 項に規定する市町村が定める特例居宅介護サービス費の額は、当該居宅サービス又はこれに相当するサービスについて指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 12 年厚生省告示第 19 号)により算定した費用の額(その額が現に当該居宅サービス又はこれに相当するサービスに要した費用(特定福祉用具の購入に要した費用を除き、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入所者生活介護並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として法施行規則第 61 条に規定する費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に居宅サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。)の 100 分の 90 とする。</p>	<p>○横浜市介護保険条例等施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成 12 年 3 月 31 日 規則第 44 号</p> <p>(第 1 条～第 4 条 省略)</p> <p>(合議体の数及び委員の定数)</p> <p>第 5 条 介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号)第 9 条第 1 項に規定する合議体(以下「合議体」という。)の数は、<u>180</u>以内とし、会長がこれを定める。</p> <p>2 合議体を構成する委員の定数は、5 人とする。</p> <p>(第 6 条～第 18 条 省略)</p> <p>(特例給付の額)</p> <p>第 19 条 法第 42 条第 3 項に規定する市町村が定める特例居宅介護サービス費の額は、当該居宅サービス又はこれに相当するサービスについて指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 12 年厚生省告示第 19 号)により算定した費用の額(その額が現に当該居宅サービス又はこれに相当するサービスに要した費用(特定福祉用具の購入に要した費用を除き、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入所者生活介護並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として法施行規則第 61 条に規定する費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に居宅サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。)の 100 分の 90 とする。</p>	<p>横浜市介護保険条例改正に伴う合議体の数の見直し</p> <p>介護保険法改正に伴う項ズレ</p>

2 法第 42 条の 3 第 2 項に規定する市町村が定める特例地域密着型介護サービス費の額は、当該地域密着型サービスについて指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 126 号)により算定した費用の額(その額が現に当該地域密着型サービスに要した費用(認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)に要した費用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として法施行規則第 65 条の 3 に規定する費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に地域密着型サービスに要した費用の額とする。)の 100 分の 90 とする。

(第 3 項～第 5 項 省略)

6 法第 54 条第 2 項に規定する市町村が定める特例介護予防サービス費の額は、当該介護予防サービス又はこれに相当するサービスについて指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 127 号)により算定した費用の額(その額が現に当該介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用(特定介護予防福祉用具の購入に要した費用を除き、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として法施行規則第 84 条に規定する費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。)の 100 分の 90 と

2 法第 42 条の 3 第 2 項に規定する市町村が定める特例地域密着型介護サービス費の額は、当該地域密着型サービスについて指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 126 号)により算定した費用の額(その額が現に当該地域密着型サービスに要した費用(認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービス)に要した費用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として法施行規則第 65 条の 3 に規定する費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に地域密着型サービスに要した費用の額とする。)の 100 分の 90 とする。

(第 3 項～第 5 項 省略)

6 法第 54 条第 3 項に規定する市町村が定める特例介護予防サービス費の額は、当該介護予防サービス又はこれに相当するサービスについて指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 127 号)により算定した費用の額(その額が現に当該介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用(特定介護予防福祉用具の購入に要した費用を除き、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として法施行規則第 84 条に規定する費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。)の 100 分の 90 と

介護保険法改正に伴う新サービスの追加

介護保険法改正に伴う項ズレ

する。

(第 7 項～第 9 項及び第 20 条～第 24 条 省略)

(保険者が行う調査)

第 25 条 市長又は区長は、法第 23 条、第 42 条第 3 項、第 42 条の 3 第 3 項、第 45 条第 8 項、第 47 条第 3 項、第 49 条第 3 項、第 54 条第 3 項、第 54 条の 3 第 3 項、第 57 条第 8 項、第 59 条第 3 項、第 76 条第 1 項、第 78 条の 7 第 1 項、第 83 条第 1 項、第 90 条第 1 項、第 100 条第 1 項、第 112 条第 1 項、第 115 条の 7 第 1 項、第 115 条の 17 第 1 項、第 115 条の 27 第 1 項、第 115 条の 33 第 1 項、第 202 条及び第 203 条に規定する調査を行うときは、当該調査を行う当該職員に横浜市介護保険検査証(第 5 号様式)を携帯させるものとする。

(以下 省略)

する。

(第 7 項～第 9 項及び第 20 条～第 24 条 省略)

(保険者が行う調査)

第 25 条 市長又は区長は、法第 23 条、第 42 条第 4 項、第 42 条の 3 第 3 項、第 45 条第 8 項、第 47 条第 3 項、第 49 条第 3 項、第 54 条第 4 項、第 54 条の 3 第 3 項、第 57 条第 8 項、第 59 条第 3 項、第 76 条第 1 項、第 78 条の 7 第 1 項、第 83 条第 1 項、第 90 条第 1 項、第 100 条第 1 項、第 115 条の 7 第 1 項、第 115 条の 17 第 1 項、第 115 条の 27 第 1 項、第 115 条の 33 第 1 項、第 202 条第 1 項及び第 203 条並びに健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の法第 112 条第 1 項に規定する調査を行うときは、当該調査を行う当該職員に横浜市介護保険検査証(第 5 号様式)を携帯させるものとする。

(以下 省略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の横浜市介護保険条例等施行規則第 5 号様式による横浜市介護保険検査証及び第 7 号様式による横浜市介護保険徴収職員証は、それぞれこの規則による改正後の横浜市介護保険条例等施行規則第 5 号様式による横浜市介護保険検査証

介護保険法改正に伴う項ズレ

第 112 条第 1 項の削除及び旧法の規定を明記

第 202 条該当する項を規定

及び第7号様式による横浜市介護保険徴収職員証とみなす。

第5号様式(第25条)

(表)				
	契			
	印			
横浜市介護保険検査証				
年 月 日 発行				
	写真	契	印	
横浜市 印				
所属 職名 氏名				

(A8)

(裏)				
法第23条、第42条第3項、第42条の3第3項、第45条第8項、第47条第3項、第49条第3項、第54条第3項、第54条の3第3項、第57条第8項、第59条第3項、第76条第1項、第78条の7第1項、第83条第1項、第90条第1項、第100条第1項、 <u>第112条第1項、第115条の7第1項、第115条の17第1項、第115条の27第1項、第115条の33第1項、第202条及び第203条</u>				
(注意) この証の有効期間は、発行の日から3年とする。				

(備考)

- 1 紙質は、厚紙とすること。
- 2 紙色は白、刷色は黒とすること。
- 3 写真の大きさは、縦3センチメートル、横2.4センチメートルとすること。

第5号様式(第25条)

(表)				
	契			
	印			
横浜市介護保険検査証				
年 月 日 発行				
	写真	契	印	
横浜市 印				
所属 職名 氏名				

(A8)

(裏)				
介護保険法第23条、 <u>第42条第4項、第42条の3第3項、第45条第8項、第47条第3項、第49条第3項、第54条第4項、第54条の3第3項、第57条第8項、第59条第3項、第76条第1項、第78条の7第1項、第83条第1項、第90条第1項、第100条第1項、第115条の7第1項、第115条の17第1項、第115条の27第1項、第115条の33第1項、第202条第1項及び第203条並びに健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第112条第1項</u>				
(注意) この証は、異動、退職等により、上記に掲げる規定に規定する調査に関する事務に従事する職員でなくなったときは、必ず返還しなければならない。				

(備考)

- 1 紙質は、厚紙とすること。
- 2 紙色は白、刷色は黒とすること。
- 3 写真の大きさは、縦3センチメートル、横2.4センチメートルとすること。

法名称の表示

介護保険法改正に伴う項ズレ

第112条第1項の削除及び旧法の規定を明記

証の取扱いを明確化

第 7 号様式(第 29 条第 2 項)

(表)

第 号					
横浜市介護保険徴収職員証					
写真		所属氏名			
		契	印	年 月 日	生
		横浜市印 年 月 日発行			

(A8)

(裏)

注意	
1 この証は、介護保険料等の滞納処分に関する事務に従事の際、必ず携帯しなければならない。	
2 この証は、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。	
3 この証は、他人に貸し、又は譲渡してはならない。	
4 この証は、退職したときは、必ず返還しなければならない。	
5 この証の有効期間は、発行の日から 3 年とする。	

(備考)

- 1 紙質は、厚紙とすること。
- 2 紙色は白、刷色は黒とすること。
- 3 写真の大きさは、縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルとすること。

第 7 号様式(第 29 条第 2 項)

(表)

第 号					
横浜市介護保険徴収職員証					
写真		所属氏名			
		契	印	年 月 日	生
		横浜市印 年 月 日発行			

(A8)

(裏)

注意	
1 この証は、介護保険料等の滞納処分に関する事務に従事の際、必ず携帯しなければならない。	
2 この証は、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。	
3 この証は、他人に貸し、又は譲渡してはならない。	
4 この証は、異動、退職等により、 <u>介護保険料の滞納処分に関する事務に従事する職員でなくなったときは</u> 、必ず返還しなければならない。	

(備考)

- 1 紙質は、厚紙とすること。
- 2 紙色は白、刷色は黒とすること。
- 3 写真の大きさは、縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルとすること。

証の取扱いを
明確化